

○日置市ひとり親家庭等医療費助成条例

平成18年3月31日

条例第20号

改正 平成21年3月3日条例第2号 平成25年3月12日条例第8号

平成25年12月5日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(当該児童が児童を監護しない父若しくは母(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき又は父若しくは母の配偶者(同項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童であつて、父母が監護しないもの

4 この条例において「養育者」とは、父母のない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親以外のものをいう。

5 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

6 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

7 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

8 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、日置市内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童

- (2) 父母のない児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉施設、障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されているもの
 - (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
 - (4) 日置市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年日置市条例第128号)の定めるところにより、医療費の助成を受けることができる者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭等の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としなない。

(1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が同条第4項に規定する額以上であるとき。

- ア 前条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- イ 前条第2項第6号又は第7号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- ウ 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- エ 前条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- オ 前条第2項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭等の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭等の父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭等の父若しくは母と生計を同じくするもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

- 4 前項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療の給付については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しないものとする。

(受給資格者証の交付)

第4条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき審査した結果、申請者が医療費の助成金の支給を受ける資格があると認めるときは、規則の定めるところにより、受給資格者証を交付する。

(届出の義務)

第5条 受給資格者は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき又は給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格者証の提示)

第6条 対象者が療養を受ける場合は、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の範囲)

第7条 市長は、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を、保険医療機関等に支払つた受給資格者に対して、ひとり親家庭等医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

- 2 助成金の額は、一部負担金の支払額とする。この場合において、対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる医療に係る給付が行われるとき又は給付を受けることができるときは、受給資格者が支払つた一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を控除した額をもって、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (3) 医療保険各法の規定によりなされる高額療養費

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令の定めによりなされる医療費に係る給付
(支給申請)

第8条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(支給)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じた者である場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年8月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

(ひとり親家庭医療費助成条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ひとり親家庭医療費助成条例(平成7年東市来町条例第14号)

(2) 伊集院町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年伊集院町条例第13号)

(3) 日吉町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年日吉町条例第16号)

(4) 吹上町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年吹上町条例第19号)

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭に係る平成18年8月1日以前の診療に係る医療費については、同項の規定による廃止前のひとり親家庭医療費助成条例、伊集院町ひとり親家庭医療費助成に関する条例、日吉町ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び吹上町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の定めるところによる。

附 則(平成21年3月3日条例第2号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第3条の規定 平成21年4月1日

附 則(平成25年3月12日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月5日条例第29号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。